

平成30年度 「市長と語る市政懇談会」 会議録



一色地区

平成30年12月4日(火) 午後6時30分から
子育て・多世代交流プラザ(ふれあいホール)

市政懇談会次第

- 1 開会
- 2 市政課題の説明と自由意見交換
 - ①西尾市民病院の今後の在り方
 - ②官民連携で進めるPFI事業の見直し
 - ③産業廃棄物処分場問題
- 3 閉会

出席者	市民等88人 市側…市長、副市長、企画部長、企画部次長、企画政策課主幹(2)、 資産経営連略局長、資産経営戦略課長、環境部長、環境部次長、 市民病院事務部長、市民病院管理課主幹
-----	---

○細田秘書課長

皆様、こんばんは。

私は、この懇談会の司会を務めます秘書課長の細田でございます。よろしくお願いします。

それでは、時間になりましたので、ただいまから平成30年度「市長と語る市政懇談会」を開会いたします。

初めに、市長から挨拶を申し上げます。

○中村 健市長

皆さん、こんばんは。

本日は市政懇談会に御参加いただきまして、ありがとうございます。

「市長と語る市政懇談会」につきましては、通常2年に1度やっております、事前に町内会等から御質問を伺っておいて、それに対する解答とあとフリートークという形でやらせていただいているのですが、今年はそれとは違った形でテーマをしぼってやらせていただくことといたしました。

その内容というのは、当面西尾市が抱える重要課題の3つでありまして、市民病院のあり方、PFI事業の見直し、あと産廃処理場の問題であります。その中でも、PFI事業の見直しと産廃処理場問題は、この一色地区でも大きく影響があることでもありますし、また市民病院については、立地からすれば市街地のほうではありますけれども、それは西尾市民の皆さま、お一人お一人ぜひとも知っておいていただきたい問題でありますので、現状ですとか、今後の見通しなどを含めまして市のほうから説明をさせていただいて、御理解を深めていただきたいと思っておりますし、また何か御意見とか御質問があればその都度お伺いさせていただく中で、有意義な時間にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○細田秘書課長

それでは、次に、本日の予定を御案内させていただきます。

まず、お手元に配布しました次第に沿って市長からテーマごとに説明をいたします。その後、参加者の皆様から御意見や御質問などをお伺いします。なお、発言される場合は、挙手をお願いいたします。私が指名いたしますので、町内会名と名前をおっしゃってください。より多くの方に御発言いただけるよう、要旨を簡潔にまとめてください。1テーマにつき、30分で一旦区切らせていただき、最後に全体をとおしての御意見や御質問を伺う機会を設けます。

また、お手元にアンケート用紙をお配りしておりますので、3つのテーマについて率直な御意見などをお聞かせください。御協力のほどよろしくお願いいたします。あと記録用として、懇談会の音声記録と写真撮影をさせていただきますことを御了承ください。

それでは初めに、西尾市民病院の今後のあり方について説明をいたします。

○中村 健市長

それではよろしくお願いいたします。

市民病院の現状につきましては、広報にしおの特集記事などで市民の皆様へお知らせしているところではありますが、一言で言えば、大変厳しい経営状況にあります。市として、この現状を重く受けとめておりまして、平成28年度末には、西尾市民病院改革プランというものを策定し、このプランに基づき、現在経営改善を進めているところであります。だからといって、歳出削減のためだけで、市が医療を放棄するようなことがあっては当然いけませんので、私には、17万市民の安全、安心を守るという責務がございます。市民の皆様が適切で最善の医療が受けられるように、今後とも不断の努力をしてまいります。そして、十分な医師を擁した病院で、一様な検査ですとか適切な治療が受けられる病院を安定して経営できるようにしていくためにはどうすればいいか。そのための方法論の1つとして、他病院との統合も含めて検討し、その一環として碧南市へ新病院の建設を選択肢の1つとした、両市民病院の今後のあり方に関する協議を提案い

たしました。西尾市としては、中期的視野に立った改革プランの着実な実行と、将来を見据えた抜本的な改革を両輪で進めていこうと考えております。それでは、お手元の資料に基づき、市民病院の現状や改革の経緯、進展状況などについて説明をさせていただきます。

まず、市民病院の現状についてであります。

1 ページをごらんください。

市民病院の役割は、西尾市民17万人の命を守る地域の中核病院として、緊急、重症な状態にある患者に対して提供する入院、手術、検査など、高度で専門的な医療、いわゆる急性期医療と、急性期を脱した患者の在宅に向けた医療を提供するとともに、地域の開業医と連携をして、地域完結型医療に取り組むということであります。経営状況については、先ほども申し上げましたが、大変厳しい状況にありまして、実質的には平成11年度から29年度まで、19年連続して赤字を計上しております。

1 ページ中段の経営状況の推移の表をごらんください。

経営指標区分で、上から2段目の患者数であります。平成29年度の患者数は、約9万3,000人で、5年前と比べ、1万5,000人の減、率にして13.8パーセントの減となっております。近年、減少基調を余儀なくされているのも、慢性的な医師不足からの脱却が難しく、さらに、他の医療圏以上に同規模病院との競争が激しいことが原因と考えておりますが、平成29年度は若干の改善が見られております。一方、外来の患者数については約18万2,000人で、5年前と比べて4万4,000人の減、率にして19.4パーセントの減で、こちらは引き続き減少基調にあります。原因といたしましては、入院患者数の減と同様でありますけれども、この結果は西尾市民病院という病院が、急性期を担う本来の趣旨から考えますと、かかりつけ医とのすみ分けの進展という部分も考えられますので、必ずしも悪い状況ではないと考えております。なお、平成30年度は、8月末までの状況で、102人の増となっておりますので、外来については下げ止まりの感もあるのかなと捉えています。次に、経営指標区分の上から3段目の医業収益でありますけれども、これは病院の本業をあらわしております。収益の根幹をなすものであって、具体的には入院ですとか、外来の収益の合計となります。平成29年度は約68億8,000万円で、5年前と比べて5億4,000万円の減、率にして7.2パーセントの減となっております。一般的に不採算部門といわれます小児科、救急医療などを担う公立病院の多くが当院と同様に苦境に立たされております。参考までに国の統計で、平成28年度決算の状況を御紹介しますと、公立病院の数は全国に785病院あり、このうち赤字となった病院は全体の60.5パーセントでありました。さらに、西尾市民病院と同規模の病院に絞りますと95病院ありますが、このうち64病院が赤字でありまして、率にして67.4パーセントであります。

では、なぜ公立病院の多くが赤字を計上しているのかというところですが、2ページをごらんください。

西尾市民病院が抱えます課題は、大きく4点あると考えております。これらの課題は西尾市民病院だけではなく、多くの公立病院が抱える問題でもあります。1点目は深刻な医師不足です。多くの医師は、都市部や大病院への勤務を求める傾向にあり、その結果として、地方の中小病院では医師が不足をしています。医師の確保に当たりましては、私みずからも病院長や副院長とともに、医師の派遣元であります大学の医局という組織ですとか、県のほうに出向きまして、医師派遣の要望を行っております。他の公立病院も同様な状況にあるため、なかなかこちらの要望どおりにはいかない部分もありますけれども、今後も継続して要望をしていきたいと考えております。こうした状況にありますので、いまだ産婦人科、小児科、泌尿器科などにおいては医師不足から診療制限を継続させていただいており、市民の皆様大変御不便をおかけし、申しわけなく思っております。やむを得ない措置として御理解いただければと思います。2点目は、入院患者数の減少であります。医師不足や近隣病院との競合などが要因となり、近年減少基調で入院患者が推移しております。しかしながら、救急搬送患者の受け入れ件数については近年増加基調であ

りまして、これは病院長が市民からの救急要請は特別な事情がない限り断らないという姿勢を貫いているためであります。年間で4,000人を受け入れている状況は、平成29年度実績で、年間の救急搬送患者数をベッド数で割り戻した、要は1ベッド当たりの年間患者数で比較いたしましても、近隣の二次救急病院であります碧南市民病院が10.23人、蒲郡市民病院が8.8人に対し、西尾市民病院が11.2人という状況でありますので、多くの救急患者を受け入れているという状況になります。こうした状況下で追い打ちとなる懸念材料というものが、平成32年4月に藤田医科大学岡崎医療センターが開始されることとあります。西尾市民病院のほか、安城更生病院、岡崎市民病院が、この影響をまともに受けるのは必至でありまして、一定程度の入院患者数の減少というものは回避できないものと考えております。3点目は、施設や設備の老朽化です。西尾市民病院が現在の場所に移転をし、今年度で29年が経過します。病院本体の法定耐用年数は残り10年となり、長寿命化や建てかえを検討していく時期にきております。現在と同規模の新病院を建設する場合がありますが、全国の事例から見ますと、約200億円から250億円ほどかかるのではないかと見込んでおります。また、医療機器などの設備は資金難などの状況もあり、十分に更新できていない状況にあります。そして、4点目になりますが、市からの繰出金の増加であります。国は採算医療を担う公立病院の運営に際し、一定程度の税金の投入を、市の一般会計からの繰出しという形で認めております。現在の繰出し状況は、年間で20億円から25億円ほどでありますので、市民1人当たりで換算しますと、約1万円から1万5,000円程度となります。市民病院の経営悪化に伴い増加基調で推移しており、市の財政自体に大きな影響を及ぼしているというところとあります。こうした課題対応策につきましては、冒頭でも触れましたように、西尾市民病院改革プランに基づき改善を図るべく努力をしているところであります。この改革プランは中期的な視点での経営改善という位置づけでありまして、基本目標は地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、地域住民、関係機関に開かれた病院を目指すとしております。ちなみに地域包括ケアシステムというのは簡単に言いますと、地域の実情に応じて、高齢の方が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療ですとか、看護ですとか、そうした日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。そのため、重点施策といたしまして、収益向上で17項目、適切な費用管理で5項目など、全部で31の施策を掲げ、さらに詳細な事務事業として87項目の取り組みを計画しております。参考としまして、5ページ、6ページに取り組みの一覧を掲載しておりますので、また後ほど御確認いただければと思います。いずれにいたしましても、改革プランに掲げました事務事業を着実に実行していくことで課題の解消を図り、経営健全化を目指していきたいと考えております。

続いて、3ページをごらんください。

現在、中期的な経営改善策とした改革プランと並行をして、将来を見据えた抜本的な改革についても検討を進めています。国は、抜本的な改革の選択肢として、他病院との経営統合のほか、指定管理者制度の導入、民間への移譲、回復期医療への転換、地方公営企業法の全部適用、地方行政独立法人化、廃院を挙げております。これらの選択肢の中から、西尾市民病院に見合う案を具体的に検討していくに当たり、次の3点を前提条件としました。第1に、西尾市民を医療難民としないよう、存続を前提とすること。第2に、持続可能であること。そして第3に、国や県の認可が可能であることとあります。これらの前提条件を満たし、将来的な検討案と位置づけた選択肢が下の表になります。病床規模の縮小、回復期医療への転換、経営形態の見直し、民間移譲であります。さらに、これらの案の中で最優先とした案が、他病院との経営統合であります。それぞれの案のメリットやデメリットを研究した中で、医師不足の解消の可能性があることや、市からの繰出金などの支出を抑えられること、医療関係職員の退職金支払いを最小限に抑えることができることなどが、他の案より優れていると判断をいたしました。この方針に従いまして、具体的な統合先として碧南市民病院を想定しました。これは両市が隣接し、以前から医療連携を行

ってきたこと、近年の経営状況が似通っていることなどを考慮したことによるものであります。

4ページをごらんください。

今年の1月17日に、碧南市へ今後のあり方に関する協議の申し入れを行い、6月6日に碧南市からの回答をいただきました。その要旨については、1、新病院建設について碧南市内での建設を前提としていただけるのであれば、経営統合に関する協議検討を行うこととしたい。2といたしまして、1に関わらず、両市民病院の医療連携については、引き続き協議検討を進めたいとされております。西尾市では、今年度末をめどに碧南市の回答に対する市の考え方をまとめていく考えであります。そのため、現在、市民の方を交えた検討委員会を中心に経営統合に関する議論を進めております。また、市民の皆様へ現状を知っていただくために、広報で情報を提供していくとともに、本日の市政懇談会や出前講座の実施など、地域へ出向いて概要説明を行わせていただいております。先ほど申し上げました市民を交えた検討委員会というものは、正式には西尾市民病院中期計画等評価委員会とありますが、議論の進展状況につきましては、今後も広報にしておや、病院のホームページを通じて、市民の皆様へ適宜情報提供をしていきたいと考えております。市民病院の今後のあり方については、西尾市や西尾市民にとって大変重要な問題であります。したがって、市民の皆様とともに方向性の議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ西尾市民病院について、応援という形でも、また厳しい御意見という形でも結構ですので、これまで以上に興味を持っていただきたいと思っております。そして、最後になりますが、PRを少しさせていただきたいと思っております。市民の皆様におかれましては、病気の予防に心がけ、健康であって、病院に行かないこと、もちろんそれが一番よいことではありますが、もし病状やけがの程度から、開業医から紹介していただく際には、ぜひとも西尾市民病院をお願いしたいと思っております。先生方の多くは名古屋大学や藤田医科大学の医局に属しておられまして、大変優秀な方ばかりでありますので、安心してお越しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○細田秘書課長

以上で説明を終わります。

御意見や御質問のある方は、挙手をお願いいたします。なお、先ほど言いましたように、発言される際は、お名前と町内会名をおっしゃってください。では、どなたかございませんか。市民病院の案件について、御意見、御質問、いかがでしょうか。では、真ん中の方、どうぞ。

○市民①

今日はこのような場を設けていただいて、ありがとうございます。2つ質問したいのですが、まず、今、改革についてざっと説明されたのですが、一番根本はお医者さんの数が足りないから、入院患者さんを受け入れられないというふうに分かっていたのですが、医局に行かれたりして努力はしてみえると思うのですが、やはり市長みずから言われたように、若い人というのはやはり地方の大病院に行きたがる傾向があると思うのですが、例えば、西尾市から医学部にいく人に奨学金を出すとか、そういう方策をしないといくらい改革をしてもお医者さんがいなければ、社員のいない会社で売上げを上げると言っていることと同じことだと思うんですよ。だから、まずお医者さんをどうして集めるかということ、真剣に考えないといけないのではないかと思います。

あと1点、碧南市民病院というかやられているみたいなのですが、これは碧南市民病院とベンチマークしてお医者さんの数とか、患者さんの数とかどうなんですか。お医者さんの数が少ないから患者さんが少ないと言えるのですか。その辺がちょっと見えないので、それがわかったら教えていただきたいということです。

○村松市民病院管理課主幹

市民病院管理課職員担当主幹の村松と申します。よろしく申し上げます。

まず、1点目の御質問で奨学金ということでございますが、現在当院では、医師確保奨学金という制度がございまして、医学生に対しまして、年間300万円の奨学金を貸与しております。おかげさまをもちまして、この制度によりまして、最近、当院が研修医の枠というのが国から決められていまして、3人なのですが、その奨学金制度のおかげをもちまして、その枠を充足することができました。したがって、そういった若い医師が当院に来ていただくことによりまして、活性化もいたしますし、それから先生方の負担軽減にもなりまして、かなりそういった意味では達されております。

○尾崎市民病院事務部長

事務部長の尾崎と申します。よろしくお願いたします。

補足でございますが、今の医師の件なのですが、奨学金で来ていただける医師というのは、先ほどの表の中には入っておりませんので、ここ2年間は続けていく、来年度は3人入っていただく予定ですので、2年間それで今は6名の研修医が入っていただいております。ただし研修医でございますので、まだ特定の診療科目を診る形には至ってないということはあくまでも御承知いただきたいと思っております。

それから、碧南との、仮に統合した場合、医師の数はということでございますが、これは1つ西尾市民病院と碧南市民病院が必ずしも医局が一緒ではないという問題が1つございます。ですので、場合によっては、くっついたときにどちらかの病院の医師が、大学側から撤退をする可能性がないとはいえないのですが、ただ、大学には集中医師、1つの病院になるべく集中して医師をなくしたいという意向もありますので、仮にそういった形で両方に医師が残っていただけるようであれば、これは十分に医師の数の確保が可能になると思っております。

それから、碧南市の今の状況ということでよろしいでしょうか。碧南市も医師数が非常に今減っておりまして、患者数も今減っている状況でありますので、1つ言えるのは、碧南市民病院も1人しかいない診療科目がございまして、それから、うちも1人しかいない診療科目があります。医師が1人しかいない場合は、これは入院がなかなか取りづらいですね。入院を取りますと、やはり24時間体制で看護していく必要がございまして、医師1人だとやはり入院のときは非常に難しい。ただ、それがくっつくことによって医師が2人になれば、取れなかった入院患者数を取ることができるということが考えられますので、統合としてのメリットはこういうところもあるのかなというふうには思っています。

以上でございます。

○市民①

全部で60何%が赤字だよという話を遠まわしに言われたと思うのですがけれども、やはりその黒字である36%というのは都市部ばかりなんです。そういうことをですね、やはり調べてベンチマークして、どこを改善すればいいかという目のつけどころを見出せない、やります、やりますと書いてあっても、やはり最終的にはお医者さんが来ないねという話になってしまう気がするのです。そののところ、よろしく申し上げます。

○尾崎市民病院事務部長

おっしゃるとおりでございますが、確かに、33%ぐらいですかね。病院は黒字になってございます。例えば、愛知県内でも公立病院で黒字の病院がございまして、その黒字の病院の多くは、いわゆる三次救急という、高度急性期という言い方をするのでありますが、この辺りですと、安城更生病院だとか、刈谷豊田総合病院だとか、そういった何百床あるような大きな病院だとやはり黒字傾向になります。病院の規模によりまして、やはり先ほどの大学が医師をなるべく集中させたいということもあるのですが、大きな病院、何百床もあるような三次救急の病院ですと高度な医療ができますので、そういったところに大学はやはり医師を派遣しやすいということも

あります。ですので、黒字の病院の多くはいわゆる三次救急、安城更生病院だとか、刈谷豊田総合病院のようなああいって大きな病院に集中しているという結果が出ておりまして、例えば、愛知県内の公立病院で言いますと、岡崎だとかそれから豊橋、一宮、そういったところはやはり黒字になりやすい、それは病床数が多いものですから、大学も医師の確保はするというのもありますのでそういったことが影響するのかなとは思いますが。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

ほか、このテーマについていかがでしょうか。では、前の方。

○市民②

この問題は簡単なようにみえて難しい問題で、職員さんが大変苦労してみえるということは、僕らもよくわかっています。そこをあえて、またお願いしなければいけないという事情がもう進んでいるだろうということは認識しております。そこで、私が実を言うと、ちょっと小耳にはさんだ事案がございました。この碧南にしても、西尾にしてもこの赤字が出るのはなぜかということ、ある方がこういうことをおっしゃったのです。一番のネックは、事務方の人件費です。ここにもものすごくお金がいつてしまっている。ここを改善しなければこの赤字の解消は絶対にあり得ないでしょう。というようなことを、実はお聞きしました。これが本当かどうか、私は専門家ではないものですがわかりませんが、事務長さんがどうおっしゃっているのか、これからのことをお聞かせください。

○尾崎市民病院事務部長

確かにですね、我々、職員に関しましては、市から兼務しております。ですので、給料に関しましては、市の基準になってしまいます。これは、例えば異動によって市民病院に異動すると急に給料が下がってしまうというのは、これはやはりなかなか不平等の部分もありますので、そういったところもあって、赤字の病院だったらもっと事務の給料を下げる、そういった御意見ももっともだとは思いますが、そういったところも異動で来ていることを御理解いただきたい。人件費の多くは、やはり事務の人間の数はしておりますので、人件費の多くはやはり看護師になっております。医師と看護師につきましては、これはやはり確保のためにもよその病院よりも著しく安いような給料というわけにはまいりません。あまり安いとうちにきていただけないものですから、特に医師に関してはそういうのがありますが、看護師についても、やはりどこの病院も看護師が十分にあるという状況ではございませんので、特にきつい仕事ですので、辞めていく方も多いものから、そういった補充をするためにも、一定程度の給料はやはり必要だというふうに思っております。事務に関しましては、御意見としては心の中にしっかりとどめまして、そういった無駄になってないような努力はしてまいりますが、多くは一番数の多くは看護師になるものですから、そこで人件費が大きくなっているということだけは御承知いただきたいなと思います。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

ほか、この市民病院のテーマについて、いかがでしょうか。じゃあ、真ん中の方、どうぞ。

○市民③

4 ページにあります新病院建設のところですけど、碧南市内での建設と書かれていますけど、西尾市のほうが人口は多いですよ。にもかかわらず、碧南市内につくるというのはですね、ちょっと何かあるのかなと、理由があるのかなということを探るのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○尾崎市民病院事務部長

はい。これはあくまでも、碧南市側が、今後病院がもし統合をするのであればということを出

した条件でございます。そもそも、まず1つ、事前にお話しておきたいのは、これ統合というのは既に今決定しているわけではございません。統合というのも選択肢の1つとして今後どういった協力体制が組めるかというのを話し合いたいというので、今、碧南市には話をもってしております。お話をもっていったのは、あくまでもうちのほうからでございますので、碧南としては、やはり自分のところから病院がなくなってしまうようなことになっては困るなということもあるのかと思います。そういったことで、碧南市につくるのであれば、そういった統合の話も乗りますよというそういった回答でございます。それに対して、うちがそれでもいいよと言うのか、それでもそれなら、うちとしては独自にやっていますという回答するのかというのを、今委員会の中でお話をさせていただくということです。もちろん、市民の皆さんの御意見を伺うために、市政世論調査の中でそういった質問をさせていただいております、その回答も当然のことながら重要な参考という形にもなりますし、こういった懇談会の中で皆様からいただいた御意見も、これは当然最終的に決定していく中では、大きな要素になってくるかと思っております。ただ、もし万一、万一という言い方は適当ではないですけれども、もし統合した病院をつくるのであれば、1つ、2つ、条件がやはり必要なんだと思うのですけれども、その1つとしては、まず災害に対して強いこと。災害があった場合に、もう病院が機能しないような場所につくるということは、これはもう新しい病院をつくるのであればこれはあり得ないなど。

それから、もう一つ、お互いに西尾市側につくるにしても、碧南市側につくるにしても統合である以上は、どちらからもそう離れていない場所。それからもう一つ、もし新しい病院をつくる場合は、当然借金をしてつくる形になります。この借金というのは、どうやって返すかと言いますと、病院が収益を上げて返すというのは当然だと思いますので、新しい病院ができる場所に関しては、集客が図れる場所であること。例えば、新しくできる藤田医科大学岡崎医療センター、すぐ近くにつくりました。あるいは、安城更生病院はすぐ近くにあります。ということであると、やはり集客が難しくなってしまうので、そういったところからある程度の距離を保って、皆さんがなるべく来やすい場所ということを考えていく必要はあるかと思っております。そういったことも含めて、最終的には場所を決める必要がありますので、そういった部分を含めたときに、それでも碧南側でそういった場所があるのであれば、皆さんも行きやすい場所、あるいは、ほかの地域の西尾市民も行きやすい場所であるということであれば、それは1つの選択肢ではあるのかなと思っておりますが、今のところまだそこまで深い話がないものですから、あくまでも今後そういったことも想定しながら、ほかにも協力体制が組めるかということをお話しているという段階でございますのでよろしくお願いたします。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

それでは、このテーマについて30分が経過しましたので、またこのテーマで御質問等がある方は、最後にまとめて意見として伺いする機会がございますのでそちらのほうでお話御発言ください。それでは、次のテーマに移らせていただきます。次のテーマですけど、官民提携を進めるPFI事業の見直しについて、市長から説明をいたします。

○中村 健市長

お手元の資料に基づき、西尾市方式PFI事業の見直しの趣旨、見直し方針公表後の動き、SPCとの協議、今後の予定などを説明いたします。説明の中で、SPCという言葉が頻繁に出てくることになりすけども、これは現在契約をしている相手方事業者のことを指しますので御承知ください。まず、見直しの趣旨についてであります。西尾市では合併初年度の平成23年度から、今後の公共施設のあり方を見直し、公共施設再配置に取り組んでまいりました。

1 ページ、公共施設再配置の基本理念、基本方針をごらんください。

公共施設再配置は、無理、ムラ、無駄の解消と、リスクマネジメント、箱物に依存しない行政

サービスの提供、市民と行政がともに考える公共施設の未来の基本理念を踏まえ、人口減少に伴って機能を維持する方策を講じながら、公共施設の保有総量を段階的に圧縮するため、原則として新たな公共施設は建設しないなどの3つの基本方針を掲げ、西尾市の将来の人口及び財政規模の動きに合わせ、公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで、効率的、効果的な施設の維持管理、運営、配置を実現することを目指しています。この公共施設再配置の一環としたしまして、5施設の新設、12施設の改修、14施設の解体、160施設の維持管理を行う公共施設再配置第1次プロジェクトをいわゆる西尾市方式PFI事業として、平成28年度にSPCであります株式会社エリアプラン西尾と、最長で30年間、税抜き約198億円の契約をかわし、事業を進めてまいりました。PFI事業については、公共事業の手法の1つでありまして、公共施設などの設計、建設、維持管理運営を民間の資金とノウハウを活用して行うというものであります。西尾市方式PFI事業は、地元企業などに配慮し、5つのプロジェクトを包括して行うものであります。この西尾市方式PFI事業を進めていく中で、市民の皆様の御意見に対して、しっかりと聞く姿勢が少なかったと感じておりました。決まったことに対しての説明は適宜行ってまいりましたが、市民の皆様はどう考えていますかですか、一緒に考えていきましょうという姿勢が足りなかったと思っております。また地域の拠点となる施設を壊し、新たなスポーツ施設や10階建ての市営住宅をつくるなど、いわゆる箱物中心の面も多く、市民感情からも納得することが難しいと感じておりました。西尾市が進めてきた公共施設再配置や、国が推奨するPFIというもの自体を否定するものではありませんが、西尾市独自のPFI事業は市民不在のまま進められてきたことを問題視し、一旦事業を凍結して全面的に見直しを行うということにいたしました。見直しについては、関係各所の任意協力により、中止が可能でありました事業及び実施ヒアリング結果をもとに、国のガイドラインですとか、他のPFI事例などを参考に、事務手続の問題点を検証し、市民の皆様の声を反映させるため、市長と語る意見交換会、PFI事業についての懇談会、西尾市方式PFI事業に関する市民アンケートなどを実施して、平成30年3月に西尾市方式PFI事業検証報告書見直し方針を公表いたしました。事業の主な検証内容は、1ページ下段にありますVFMの検証、費用の検証、契約書の検証のとおりであります。見直し方針の主なものを紹介いたします。

2ページ、3ページをごらんください。

プロジェクト01、吉良地区の事業では、吉良市民交流センター（仮称）支所棟の新設は、市民アンケートでフィットネススタジオ機能は必要でないと回答した方が、市全域で42.6パーセント、吉良地区で51.7パーセントでありました。市民アンケートや意見交換会などから、フィットネススタジオ機能は、利用者が限定的となる施設に多額の費用を投じることは必要でないと市民の皆様も感じており、見直し方針では、フィットネススタジオ機能は整備せず、そのスペースは用途変更するといったしました。

4ページ、5ページをごらんください。

プロジェクト02、一色地区の事業では、旧一色支所の解体は、旧本庁舎が平成17、18年に耐震改修工事を行っているなどの理由から、利活用を望む声が多くあったため、見直し方針においては、旧本庁舎は利活用するか、解体するかを引き続き検討するといったしました。これに伴い、旧一色支所を建設予定地としておりました多機能型市営住宅については、建設しないとしました。

6ページ、7ページをごらんください。

プロジェクト03、学校施設の事業では、寺津温水プール（仮称）の新設は、寺津校区町内会長会と寺津町評議委員会総代から要望書が提出されました。この要望書においては、道路拡張と歩道の確保、寺津小学校の敷地を利用した駐車場計画の見直し及び生徒の安全性確保が必要であるとされております。また、市民アンケートにおいては、寺津地区の半数の方が見直しをすべきと考えておりました。これらのことから、現計画では要望内容の実現が見込めないため、見直し方針では建設しないといたしました。この検証内容と見直し方針を詳しく記載しました西尾市方式

P F I 事業検証報告書見直し方針は、市役所ですとか、各支所、市ホームページ等でごらんいただけますので、よろしくお願いいたします。

次に、見直し方針公表後の動きについて説明をいたします。

10ページをごらんください。

見直し方針説明会を4月10日に吉良町公民館、4月11日に一色地域交流センター、4月16日に西尾市役所、4月17日に寺津ふれあいセンターで開催し、合計で約360名の方に出席をいただきました。この説明会では、市の見直し方針に対し多くの方から賛意をいただくことができたと考えております。6月19日、西尾市が事業者に期待するサービス水準の性能ですとか、機能等を示した業務要求水準書というものについて、全事業の中から吉良市民交流センターを除いた変更案を契約書に基づきS P Cに通知をしました。これは3月5日に公表した見直し方針に基づき、平成28年にS P Cと契約した事業内容を変更するものであります。7月10日、吉良市民交流センター（仮称）支所棟について、市民の皆様から批判が多かったフィットネススタジオ機能を取りやめ、市民の活動拠点を確保することを目的に、生涯活動機能、簡単に言えば公民館の機能を最優先に検討した用途変更案を作成いたしました。市民の皆様から御意見を頂戴いたしました。市民の皆様から寄せられた意見を参考に作成いたしました、業務要求水準書の変更案を8月9日に契約書に基づいてS P Cに通知をいたしました。8月6日、S P Cから工事一時中止で費用が増加したとして、中止窓口対応業務などの人件費、仮囲い等のリース料などの平成29年度分、約6,000万円の支払いを市に求め、名古屋地方裁判所に提訴がされております。これには市としては工事中止の当初から、契約書に基づき支払うべきものは支払うとし、S P Cに対して支払うべき費用であることがわかる資料の提出を繰り返し求めてまいりましたが、十分な資料が提出されることがありませんでした。今回の訴訟において、十分な裏づけとなる資料が提出されれば、問題解決に向けて前進できるものと考えております。

次に、S P Cとの協議について説明をいたします。

11ページをごらんください。

見直し方針を公表後、9月までに17回S P Cと協議を行ってまいりました。さらに、10月は1回、11月は2回行っております。主な内容としては、工事一時中止に伴う増加費用についてや業務要求水準書の変更案などです。見直し方針では、計画のとおり実施するもの、計画の内容を変更するもの、計画を取りやめるものと方針を定めました。この計画を取りやめるものを含めて、業務要求水準書の変更という形で対応できると市としては考えておりますが、契約書に解除に関する条項がないことに加え、市とS P Cとの間で契約条項の解釈にも相違があることなどから、見直し協議に時間がかかっている状況にあります。S P Cとの協議については、誠心誠意に努め、解決に向けて今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、今後の予定を説明いたします。

3月に公表いたしました見直し方針に基づき、S P Cに対して6月19日に吉良市民交流センターを除く施設の、また8月9日に吉良市民交流センター支所棟の業務要求水準書の変更案を通知いたしました。現在、その変更案について協議中であります。また、吉良市民交流センターアリーナ棟については、コミュニティ公園体育館や吉良野外趣味活動施設などを集約したスポーツを中心とした施設として、見直し案を作成いたしました。この見直し案に対して、12月8日まで市ホームページや、吉良町公民館、コミュニティ公園、吉良野外趣味活動施設に資料を掲示して、市民の皆様からの御意見をお聞きしているところであります。今後、いただいた御意見を踏まえ、変更案を完成させ、12月をめどにS P Cに対して協議の請求を行っていく予定であります。吉良市民交流センター（仮称）支所棟について、S P Cと業務要求水準書の変更案について協議中ですが、津波一次待避所などの防災の一助を担えること、支所棟について工事現場保全費用

など、増加費用が生じなくなることで、買取予定日が移行できることなどから、10月に工事を再開いたしました。この工事は、支所と防災倉庫などの機能は、当初の設計どおり施行し、フィットネススタジオ機能は、生涯学習機能への用途変更に配慮して、建築基準法ですとか、消防法の完了検査が受けられる最小限の仕上げをするものであります。また、旧一色支所本庁舎の今後の扱いについて協議する組織であります一色町役場を考える会が、6月25日に一色地区の有志の住民の方によって立ち上げられました。これまで考える会が検討してきたことを説明し、地域住民の意向をまとめるための住民集会在、11月11日に開催をされ、参加者に対してアンケート調査が行われております。今後、考える会が地域住民の意向を取りまとめ、住民の声として市に届けていただく予定だと聞いております。市としても、地域住民の声を尊重しながら、最終的な市としての方針を決定していきたいと考えております。多機能型市営住宅については、建設予定地である旧一色支所の今後の扱いを検討するため、建設を取りやめる方針としました。市営住宅のあり方については、現在見直しを行っております市営住宅長寿命計画の中で、市営住宅の供給方法ですとか、建設場所や戸数を検討しているところでもあります。寺津温水プールについては、業務概要の実現が見込めないため建設を取りやめる方針としました。学校プールのあり方については、プールの老朽化の度合いや児童数の状況などを考慮し、各学校の実情に合わせた柔軟な計画を作成していきたいと考えております。まずは来年度、矢田小学校のプールを廃止し、近隣の温水プールを利用することに切りかえ、その状況を踏まえて検討してまいります。

最後に12ページをごらんください。

ふだん、市民の皆様がPFI事業に対して疑問に思っている点を、Q&Aとしてまとめたものであります。1つ御紹介いたしますと、左側の1番下、見直しによる財政的な効果はの問いについてであります。建設や改修を取りやめることで事業費を削減できると考えていますが、現時点では具体的な金額の試算はできていません。事業を包括して発注していることから、個々の事業費が算出できない契約となっているためです。市民が望まない公共施設をつくれれば、長期にわたりその施設を使用し続けなければいけません。市民が望まない施設はつくりたくないことが、1番の財政的な効果であると考えています。今回の見直し方針は、市民のニーズを反映させたものです。時間の都合上、全てを御紹介はできませんが、PFI事業について理解が深まればと考えております。

以上で、官民連携で進めるPFI事業の見直しの説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○細田秘書課長

以上で説明を終わります。御意見、御質問などある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。どんなことでも結構ですので。じゃあ、前の方。

○市民④

基本理念ですね、リスクマネジメント（危機管理戦略）ということが書いてあるのですが、今、一色地区、吉田地区、吉良地区、一番気がかりなのは津波だと思うんですよ。地震なんて心の準備がないと、ぱっときてどうすればいいんだと騒いでいるうちに津波が来ってしまうと思うのです。一色総合型住宅ですか、あそこに津波の一時避難施設を設けた高齢住宅ですか、建てるというのを全部やめたと思うんですけど、今この辺りの課題として、津波があるということで、その津波施設だけは残すということはできないですか。もうリスクマネジメントも何もないような気がしているのですけれども。

○中村 健市長

防災といえますか、津波避難施設については、今の旧一色支所を活用するにせよ、一旦取り壊すにせよ、その視点は大事にしながら、その後方向を考えていかないといけないと考えていますし、また、津波避難タワーを今後10カ所、西尾市内につくっていく予定でありますので、そう

した形で津波避難については、市の防災対策として今後も進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○市民④

P F Iとは別にやられるということですか。

○中村 健市長

というふうに考えていただければと思います。

○細田秘書課長

ほか、このテーマについて、じゃあ。

○市民⑤

例えばこの一色町公民館の3施設って、S P Cさんの手によって改修が終わった1つの事案だと思うんですけど、実は来月こちらを利用しようと思って、先日、利用相談にお伺いして、講演会ですので、上の機材も使えますかとお聞きしたら、機材はここらんのようにあるのですが、壁が埋められていて、カーネーションホールよりもものいい機材がこちらに実は入っているんですけども、改修の際に壁が埋められて、誰も届かない。もうはめ殺し状態ですと伺いました。機材をせめて、お金がない、ないと言うなら売るといふ処理もできたらと思うのに、これが私たち、例えば一色町民が改修された施設を使う場合に感じるP F Iの1つの結果です。一色町公民館のほうでは、改修された後に、子供の本の棚が、子供が絶対届かない高さに配置されたまま放置されていて、誰のための改修なのかがわかりません。S P Cとの契約を、抜本的に改修すること自体が不可能なのに、今後、細かいこういうところですよ、S P Cが本当に市民のための仕事をしているかどうか、というのを管理監督していくことは市の仕事ではないかと思うんです。こうやってできてしまっただけからは、多分遅いですよ。できていく過程をどうやって管理監視していこうかと思っているのか、そのあたりを教えてください。

○加瀬資産経営戦略課長

資産経営戦略課の加瀬でございます。

貴重な御意見、ありがとうございます。そういった市民の皆様いろいろな御意見ですとか、御要望につきましては、そういった聞く機会というのをいろいろと設けさせていただいております。例えば、各施設にございます意見箱というものもございますし、そういった直接職員の方にお見せいただいたことにつきましては、丁寧にお聞きしてそういったものをその場限りにするのではなくて、モニタリング会議という会議を設けさせていただいております。そういった会議はこちらの一色の交流広場の3館ございますが、そういった館等の方々も月に1回お集まりいただいて、そういった市民の皆様からの御要望ですとか御意見はお聞きして、何とか改善できないかということをお丁寧に御対応していくということでございます。そういったお気づきの点がございましたら、直接職員の方に申しつけていただくということですか、アンケートにお答えいただくか、そういったことで改善に御協力いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○市民⑤

すいません、S P Cの仕事をきちんと管理監督していくことをするのですか。というのが私からの質問です。

○加瀬資産経営戦略課長

モニタリング会議というのは各施設の管理者とS P Cと、S P Cの直接こちらの施設ではエムアイシー様が管理をいただいているのですが、そういった方のお話をする機会を設けておまして、管理はさせていただいていると思ひますが、至らぬ点がございましたら、言っていただきますようよろしくお願ひいたします。

○市民⑤

管理ではなくて、つくっていく計画途中の管理をしなかったからこういうことが起きていますよね。今後の吉良の支所とか解体に関してとかも計画途中からきちんと見ていく予定はありますかという質問なのですが。できてからでは遅いじゃないですか。

○加瀬資産経営戦略課長

はい、これからつくるものに対しては、そういった細かい設計の段階から職員のほうが協議に参加しながら提供していくということが可能なのですけれども、既設のこういった建物を改修するというのはなかなかちょっと構造的なこともございますし、いろいろな費用的なこともございますものですからなかなか思うようにいかないということでございます。

こちらのホールでは、もう少し個人的には手をかけてもうちょっとやりたいというところがあります。担当の職員もそういった思いがあったかと思いますが、繰り返しになります、費用的ないろいろな問題がございましてこういう状態になったということで御承知おきいただきたいと思えます。

○市民⑥

私がPFI事業をいろいろな角度から勉強させていただきました。ちょっと疑問に思うのはですね、PFIの公共事業の資本のひとつで、公共施設などの設計・建設・維持・管理・運営を民間の資本とノウハウ、このノウハウというのはわかります。確かに、向こうの公民館なんかでも大変使い勝手がよくなっています。その点は私は評価したいと、三浦印刷さん頑張ってみえるなという部分は評価したいと思います。ただ、今言われたように、少し不足部分は当然あります。その辺を今後直していただきたいという要望の一点あります。

民間の資金等のノウハウで、資金って一体どこに使っているということなんです。198億円、これは市の予算じゃないですか。そうでしょう。建物をつくる、新しくつくる場合は市のお金を出すのではないですか。SPCさんはどこにお金を出していますか。ありませんでしょう。そうでしょう。そうしたら、ここに書いてある民間の資金というのは全く出さずに、建物をつくるお金は市が出しました。運営資金も市からの補助金が当然入ってきます。赤字になったら市が補填します。こんなにいい商売ないじゃないですか。そうでしょう。こんなにいい商売なら誰でもやりますよ。だったらなんでSPC、意見しか出なかったのかということ。そうでしょう。それだったら、県外のほうからもっていてもいいじゃないかと、もっといい案があればそのときにやるべきだったんです。市長に言ってるわけではないですよ、中村さんは一生懸命やっていたている。私も感謝しています。私も応援していますので、はい。だから、今後見直しをしないといけなければ、思い切った見直しをやっていかないと。反対している市議会議員がいくらでもいる。なんていうことだと。市民が全体に明るく、快く今からするつもりでいた。私ね、市会議員の者にも腹が立って腹が立って仕方ない。そうですよと思えます。ですから、市長頑張ってやっていって。市長、このまま進めていってください。だから役場の旧役場の白いやつも、あんな物やっておく意味も全く、あれでお金がどんどんかかるなら撤去しろということ僕らは要求してもらいたい。もう、恥ずかしくて仕方がないじゃないですか、よそから来た人があんな物を見て。「何をやっているんだ、一色の、西尾市は」と言われてしまう。

それともう一件、雑談でございますが、申し訳ないですけども、あそこの白い幕をやるために桜の木を切ってしまったんですよ。若いのに、今からあそこに桜の花が咲くのに。知らないうちにどんどん切ってしまうと、なんだと。あんなことやらせるということ自体がね、前の市長たちのやり方は僕は反対です。大いにこれ見直して、それを役場の人も頑張ってやってほしい。役場の人も。市長を応援してあげて、頑張って、いいほうにいいほうにもって行っていただいとしたいと思います。

以上でございます。

○中村 健市長

ありがとうございます。最初にちょっとお金のことだけ言いますと、公共事業なので確かに市のお金を使うのですが、一旦SPCが立て替えて払ってもらって、市としては本来であれば何十億の額で一気に払っていかないといけないものを、平準化して割賦払いみたいな形で払えるようにするために、一旦SPCが立て替えてというのを、民間資金の活用といえ民間資金の活用ということなのかなど。

○市民⑥

いやそうじゃない、おかしいじゃないですか。

○築瀬企画政策課主幹

今回、このPFIの契約の見直しの作業を行っております検証室主幹の築瀬と申します。

今いくつか御指摘いただいた点について、わかる範囲で御回答させていただきたいです。

まず、1つ目の民間資金というのは、今市長が答えたことも1つあります。もう一つ、PFIの多くというのは、収益活動やることによって、それを運営費とか維持管理に回していくというのも民間資金の活用ということになります。PFIというのは民間資金の活用をすることによって事業が行われているということになります。例えば、市が借金をする場合、市債と言いますが、この場合も頭金があるのです。全額借金できないのですよ。25%とかいろいろなメニューがあるのですが、一定の頭金を設けてそれ以外が借金できるということになるのですが、PFIについては頭金なしで借金できるということになりますので、財政力の弱い自治体は活用したがあります。頭金なしで30年、40年の延べ払いができるというのがあります。

それから、今回、見直しの中でやめてしまったのが、フィットネス事業と、それから寺津小中学校の敷地内に温水プールをつくと。これらについて、収益活動をSPCにやってもらって、その収益金を維持管理費に回していくというような計画もあったのですが、ただ、これをやるための実施料の収支については、見込みが市に提出されていないという状況でありますので、特にフィットネスについては、3年経ったら撤退できるというそういう条件も入っていたので、その部分で市民の皆様から、もうからなかったからやめてしまうのかと。では、やめてしまった後はどうなるのかと。そういうような御批判もいただいていたというところがあります。

それから、先ほど、いい事業だったら県外からも参入がたくさんあったのではないかと。これはですね、地元の企業に参入していただくために、市外からの参入は原則できないという条件を市がつけました。ただ、その中でなかなか市内だけだとやりきれないということで、県内にまで拡大をして募集をかけたということがありまして、県内まで。だから、県外から入ってくるできないという条件で今回やりました。それが、地元企業の活性化ということを狙ってやったというふうに聞いております。

それから、最大の今回我々の見直し作業をして、苦労したのは何かと申しますと、契約の範囲内で見直ししかできないという条件がついています。市長が再三繰り返し皆様にも申し上げておりますけれども、市から解除をするという契約条項が入っておりませんでした。したがって、契約の範囲内での見直し、つまり、本来だったら、こういったものを見直す場合は、ゼロベースから見直すのがいいものができると思うのです。ただ、ゼロベースからできないという制約の中で、我々が市民の皆様方の声を聞き、市長から聞き、どうするかという最善で出させていただいたのが3月5日の見直し方針であるというそういうような前提の中でやらせていただいておりますので、皆様方の中には御不満もある見直しかもしれませんけれども、やはりニーズの低いものについては、この際建設をしない、改修をしないという判断をさせていただいたと。今、質問をいただいた中で、不十分かもしれませんけれども、そのようなことで行ってきたということで、御理解をいただきたいと思っております。

○市民⑥

いいですか、それでは。

○細田秘書課長

ごめんなさい、このテーマですね、そろそろ30分経ちますので、最後にお聞きする機会を設けますので、一旦ここで次のテーマに移らせていただきたいと思います。次のテーマでございますけれども、産業廃棄物処理場問題について、説明をいたします。

○中村 健市長

お願いします。

最初に資料の構成についてでありますけれども、上段が1ページ、下段が2ページという形でページ番号をつけていますので、お間違いのないようお願いをいたします。

それでは1ページをごらんください。

一色町生田竹生新田周辺の航空写真です。三河湾沿岸部の一色中学校の隣接地、赤色の線で囲まれている区域において、民間事業者が巨大な産業廃棄物処分場を計画しております。なお、産業廃棄物のことを略して産廃と呼ばせていただきますので、よろしく申し上げます。この産廃処分場の計画区域内には、別の事業者が設置し、管理を途中でやめてしまい放置された産廃処分場の跡地があります。また計画地の近くには、一色中学校のほか、住居や地域ブランドの認定を受けた一色産うなぎの養殖場があり、三河湾はノリの養殖やアサリを初めとする魚介類の漁場ともなっております。またこの地域は2ページにありますように、明治中期に海を埋め立ててできた新田でありますので、非常に軟弱な地盤であることも想像ができます。このような場所に新たな産廃処分場が計画されております。

次に3ページ、産廃処分場問題の経緯をごらんください。

昭和59年に鋳物砂を処分するための産廃処分場が設置され、平成6年に拡張がされました。この時点で処分する産廃も、焼却灰や汚泥、廃プラスチックなどに拡大がされたようです。また、この処分場には西尾市が排出した焼却灰も処分されていますので、市としても一定の責任を負っているとも言えます。そして、平成15年には、排水処理施設の運転が停止し、平成18年には愛知県から施設の許可が取り消されるという事態に至っております。その後、放置されたこの産廃処分場跡地の問題に当時の一色町は苦慮していましたところ、平成25年に三重県の事業者が、放置された産廃処分場跡地の無害化と新たな産廃処分場の設置を市に提案をしてきました。なお、提案を受ける前に、この事業者と市との間で定期的に勉強会が開催されてきました。この勉強会に臨む市の基本的な姿勢というのは、放置された産廃処分場跡地からの汚水の漏出等による周辺環境への影響を未然に防止するためには、今後の方策として産業処分場跡地の無害化を解決方法の1つとして考えており、単に新たな処分場だけを設置することは排除すべきであるという考え方があったようです。こうした考えから、当時市としては産廃跡地の問題に対し、多額の税金を投入せずに解決できることから、用地買収を進めていくことについても話し合いがなされていたことも事実であります。ちなみに香川県の豊島というところでは、不法投棄された産廃を全量運び出しするために、約560億円の税金と15年以上の歳月をかけて問題解決に向かっているという事例もありまして、当時は産廃跡地の無害化とあわせた新たな産廃処分場建設というものも1つの方策という考えになっていたのではないかと思います。しかし、その後、平成26年になりまして、愛知県から南海トラフ巨大地震による被害想定が公表されたことを受けまして、市としては有識者によって産廃跡地の問題と新たな産廃処分場建設の問題について協議を進めました。

4ページ、放置された産廃処分場跡地の概要をごらんください。

産廃処分場跡地の対応に関して、平成26年度から29年度にかけ、地域住民や地場産業団体の代表、弁護士、大学教授などを委員として、今後の解決手法について協議を重ねてまいりました。協議結果は、県や市の周辺環境調査で異常が見られていないこと、植物が繁茂していること、生き物の息が確認できることなどから、現時点では掘り返しなどを行わずに、環境監視を継続強化していくべきとの提案書を取りまとめられ、報告されました。西尾市としては、この提案は専門

的知見を踏まえた提案であるため、内容を尊重し、周辺環境の調査を継続しているところであり、しかし、危惧されております南海トラフ巨大地震が発生した場合、現在放置されておりますこの産廃跡地の影響を受けることが十分に考えられますので、市としては愛知県に対し、三河湾や周辺環境に影響が出る前に行政代執行を行っていただくよう今後も要望していきたいと考えております。そして、その場合には当然西尾市としても代執行に協力をいたします。

5 ページ、民間事業者による新規産廃処分場計画の概要をごらんください。

事業概要は、最終処分場の焼却施設の設置とされております。産廃処分場跡地の無害化が必須であるため、焼却施設と埋め立て処分場を設置し、跡地に埋められた廃棄物を掘り起こし、焼却して無害化し、隣につくる埋め立て処分場で処理していくという計画です。計画面積は約53ヘクタール、埋め立て容量は約1,000万立方メートル、ナゴヤドーム6個分の容量になります。年間約30万トンの受け入れ、1日当たりにしみますと約1,250トン、10トントラックで125台分となります。埋め立て期間は40年から50年という日本最大級の計画でありました。施設設置の許可は愛知県知事となりますが、許可されてしまいますと産廃というものが愛知県内だけでなく、全国から運び込まれます。数十年後、埋め立てを終えた後も、汚水処理施設は管理し続けなければなりませんし、汚水処理が適正に行われたとしても、廃棄物は分解するまでこの場所に残ることになります。このような事業計画が示されたあと、事業者は用地買収を進め、現状として産廃跡地の部分と計画地内の一部の土地を除き、土地売買契約を終えていることを把握しております。しかし、施設設置に向けた届出は現在のところ行われておりません。

次に6 ページ、南海トラフ地震による被害想定等をごらんください。

新たな産廃処分場建設計画が市に提案されました約10カ月後に、愛知県が南海トラフ地震の被害想定を公表しました。西尾市では最大震度7、死者数3,200人という想定外の内容でありました。産廃処分場計画地周辺の被害想定を見ると、津波の関係では、最大津波高は4.4メートル、計画地を含め、周辺が浸水するというものでした。

7 ページをごらんください。

計画地周辺の最大震度は6強、液状化リスクは極めて高い地域とされ、昭和20年の三河地震においては、この新田では60センチの地盤沈下が発生したと記録されております。このような被害が想定されているこの場所が、産廃処分場建設地として適しているのかどうかという点について研究をするために、有識者により影響調査研究会という組織を設置して、専門的かつ客観的に研究をしていただきました。その結果等について9ページから11ページにかけて掲載をしております。影響調査研究会は、環境影響評価、教育環境、環境技術、内湾環境、野鳥環境、地域経済、防災技術、地盤工学を専門とする7名の有識者で構成し、建設地としての適否について研究を行いました。先に結論から申し上げますと、今回の産廃処分場の建設は回避されることが望ましいとの研究結果が示されました。その結論に至った有識者の主な意見を御紹介いたしますと、9ページの三河湾の環境の観点では、産廃処分場から三河湾に有害物質が流出した場合、愛知県だけでなく全国の消費者に影響してしまうことや、県全体の漁業従事者の生活が損なわれることが指摘されました。10ページの教育環境の観点では、計画地から一色中学校までは約150メートルと近距離にあることなどから、悪臭や空気の汚れ、処分場内で作業する重機の騒音などの問題が発生し、学校生活に大きな影響が懸念されることや、運搬車両が何百台も通行することになれば、通学時の危険につながるため、適当とは言いがたいとの指摘がありました。11ページの経済の観点では、産廃処分場による衛生や騒音などの健康面、精神面での被害や、産業界への風評被害も懸念され、地域経済にも悪影響が考えられることが指摘されました。また、防災地盤の観点では、南海トラフ地震発生の際の切迫性が高いこと、計画地は海拔ゼロメートル地帯であり、地震時にはさらに地盤が沈下し、浸水する可能性が高いこと。地震により海岸堤防の決壊や沈下が予想され、堤防機能が期待できないことが指摘されました。こうした意見を総合的に判断された結果、結論

として産廃処理施設の建設は、多方面にわたって悪影響を及ぼすことが明白になった。現世代のみならず、次世代の西尾市民また愛知県民にとって、不利益をもたらす今回の産廃処理施設の建設は、回避されることが望ましいとの見解が示されました。12ページに、影響調査研究会の委員でありました名城大学の鈴木教授が、三河湾への汚濁物質の拡散を予測した結果を掲載しております。産廃処分場建設地から、5日間にわたって汚濁物質が漏れ出した場合、10日間で潮の流れや風によって、どのように湾内に拡散していくかを予測したものです。8月1月と、季節によって違いはありますが、たった5日間汚濁物質が漏れ出しただけで、三河湾の主要な漁場を失うことが示されております。

13ページをごらんください。

建設地の前面には、三河湾最大の一色干潟が広がります。干潟に生息するアサリなどの二枚貝には、水質を浄化する働きがあることがわかっており、三河湾の環境に大きく影響していると言えます。もし、干潟が汚染されることにでもなれば、保全すべき西尾市の財産を失ってしまうこととなります。

次に14ページ、新たな産廃処分場建設反対に関する要望等をごらんください。

産廃処分場建設の問題には、市民の方や各種団体を中心として反対の声が高まっております。市民の反対活動としましては、平成27年に地元の生田町内会が署名活動を実施し、また地元の方や各種団体が中心となって立ち上げられました三河湾沿岸の環境、生活、産業を守る会においても署名活動が行われました。さらに、今年の5月には、地元にとどまらず、産業関係団体、環境団体、また市民で構成する産廃建設阻止西尾市民会議が立ち上がっており、一層反対の声が大きくなっている状況にあります。また、15ページにありますように、三河湾への影響を懸念して、漁業団体も西尾市議会においても、愛知県知事あてに意見書を提出しております。西尾市といたしましても、平成29年に前市長が愛知県知事あてに、建設を許可しないことを求める要望書を提出しております。その後、ことしの5月には、私みずから先ほど御説明いたしました影響調査研究会の研究結果を受けて、再度愛知県知事あてに要望書を提出しております。皆様の生活環境や豊かな海三河湾、そして一色干潟を保全するとともに、海、川、山といった自然豊かな西尾市を未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責任であります。また、地域ブランドに認定されております一色産うなぎ、西尾の抹茶、三河一色えびせんべいを初めとする地場産業を守ることにも重要なことでもあります。

では最後に、どうすれば建設を阻止することにつながるのかということについて、述べさせていただきます。産廃処分場の設置を許可するのは愛知県知事です。県は事業者から施設の設置申請が提出された場合、廃棄物処理法に基づき審査することになります。県としては、事業者から提出された書類に不備がない場合には、許可をしなければなりません。仮に、一色町生田の三河湾沿岸域において、新たに1カ所許可されてしまうと、西尾地区や吉良地区の同じような場所においても、産廃処分場が設置できるという事実を示すことになってしまいます。ちなみに栃木県的那須塩原市では、平成の初めごろに数カ所しかなかった埋め立て処分場が、その後一気に増え、現在では130カ所にも膨れ上がってしまったようでもあります。西尾市もそうならないために、私自身一貫して今回の産廃処分場建設には反対の意思を示しております。事業者が市民の反対の声を受けて、自主的に撤退することが最も望まれることではありますが、手続が進められた段階においては、県が行う書類審査をより慎重にさせていただくことが重要と考えております。産廃処分場の建設計画が進められた段階で阻止できた例といたしまして、熊本県水俣市が挙げられます。水俣市では、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの手続が進められた段階で、市民の方から多くの質問が出され、それに対応しきれずに撤退に至ったということを知っております。水俣市の例のように、市民の反対の声を今以上に大きくしていくことが何より大切であります。具体的には、5月に立ち上げられました産廃建設阻止西尾市民会議に、活動に御賛同いただける多くの皆

様に参画をしていただき、活動を維持、活発化していくことが必要となります。私自身は、今後も今回の産廃処分場建設には、一貫して反対をしておりますので、皆様もこの問題に対して関心を持ち続け、正しい情報を拡散し、できることに参加をして行動していただきたいと思っております。

以上で産業廃棄物処分場問題についての説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○細田秘書課長

以上で説明を終わります。御意見や御質問などある方は、挙手をお願いいたします。

では、こちらの方。

○市民⑦

今の産廃の件なんですけれども、西尾、碧南は日本有数の鋳物産業ということになっていますし、吉良にも日本有数の鋳物工場があります。そこからかなりの量の鋳物用の産廃が出てくるはずなんですけれども、そういうものを全部よその市にお願いして、自分のところは産廃廃止だということはなんか矛盾していませんか。自分のところでもある程度産廃処理場というのは確保する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなのですか。

○鈴木環境部次長

産廃対策室室長の鈴木でございます。

合併前、そして、合併後ここにおみえになる皆様方には随分お世話になりました。まずそのお礼を申し上げます。

ただいまの質問、確かに碧南、それと平坂地区にですね、大規模な鋳物工場がございます。そこから鋳物砂、鉍滓と言われる物が出ているのは現状でございます。先ほど市長の説明の中にもございましたけれども、放置された、既に埋め終わって業者が倒産した、解散したというところには約75%の鋳物砂を引き受けている実績がございます。西尾市としても、ものづくりの市町でございますので、どこかには産廃の全面否定するものではございません。やはりどこかには必要であろうということで今現在、愛知県が武豊、こちらのほうにASECという会社、第三セクターでございますけれども、そちらにつくりましてそのASECのほうにまだ十分搬入できる余裕がございますので、今、現在、西尾市としましては受け入れ施設が全くないとは感じておりません。武豊に大きな処分場がございますので、そちらのほうで受け入れることができる。そこが満タンになるまでは十分そこで受け入れていただければいいなと思っております。

それと、もう一件。生田も竹生新田だけではございません。既に埋め終わっていますけれども実録新田、そちらのほうにもミロク開発という産廃処分場、要は一色地区には大きな産廃処分場が2つあるんです。もう既に西尾市の産業をまかなう分だけ十分に埋め終わっているというような考えでもありますので、特にこの海岸域において新たな産廃処分場が設けられるということ、こちらについては大きな影響が出るということが証明されておりますので、西尾市としてはこれ以上の産廃処分場は必要ないと判断しているわけです。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

ほか、このテーマについて、御意見、御質問、ございませんか。

じゃあ、真ん中の方。

○市民⑧

今、市のほうをお願いをさせていただくと、環境保全課の対策室の方が説明会に来ていただくということで、少しずつ市民のほうからも動いていますし、市もそれに対応してくださっているんだなと感じているのですけれども、私自身も10月末に新しいプロジェクトを仲間と立ち上げたところです。この間は御一緒いただき、ありがとうございました。

1つ西尾市としてその権限もないし、市民に頑張ってもらえないという説明もすごく理解

するのですが、権限がないにしても、例えば市民の中でもいろいろな分野で活動をしている人がいるんですけど、横でつながるのがすごい難しいですね。説明会に出て、偶然会えると名刺交換を自分たちでするぐらいなのですが、例えばなのですが、どちらにしても産廃関係の活動って皆さん非営利で、本当に善意でやっている、いろいろな種類の活動だと思うのですね。例えば、市のホームページとかでそれぞれリンクできる媒体をもっていたらつなげていただくとか、環境、こちらの対策室で把握している活動の人たちと時々一緒に集まって進捗状況等、どうやっていったらいいか相談しないかなどの横をつないでいただけると、横をつなぐのも私たち今、一個、一個アナログで自分たちでやっていて、時間がどうしてもかかるのが非常にもどかしいです。なので、それぐらいは市も協力してほしいというのが1つと、私の周りの仲間をつくった中には、広くいろいろな顔をもっている結構プロが今関わってくれている中で、愛知県内ないね、西尾市以外の友人などもそんなことが起こっているのなら、ぜひ現状を知らせてほしいという声を聞くんです。ただ、例えば安城市の友人が説明会を開いてもらいたいというと、管轄外で行けませんというお答えをいただく、日進市の友人も説明会を開いてもらいたいと、市が動いてくださると公式なものというところがあるので、まず、何を自分がどう意見を持つかを判断するにあたって、中立な正しい情報を最初に西尾市として提出していただけるというのはすごくありがたいのですが、管轄外で行くことができないというふうに言われたりはします。

あと、西尾市内に住んでいても、説明会の時間がどうしても合わない、行けない、あるのが知らなかったという人のために、例えば今でしたら、お金を出してハズフォルニアに頼んでつくってもらっているような、一色を紹介するCM動画じゃないですけども、そんなに西尾市に、やはり私自身一色中学校出身で子供も中学校に今通っている中で、中学校の横150メートルのところに産廃最終処分場管理型ができる、しかも放射性物質の可能性も十分考えられるというものがくるというのは、本当にあり得ないと思うのです。観光も大事だとは思いますが、ぜひ禁手だと思われるなら、広く簡単にお金をかけずに誰でも拡散できる、簡単な動画ですとか、職員の方が毎度、毎度お二人お見えになって時間を割かなくても、例えば40分30分でこれさえ流せば誰でもできる産廃問題みたいな動画をつくっていただいて、もっと私たちが市民活動が盛り上げていけるための、そういった努力はぜひ市として協力をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木環境部次長

前向きな、建設的な御意見、ありがとうございます。確かに、最初の質問、横のつながりというですね、そのとおりだと思います。当然旧一色町、旧吉良、そして幡豆、それぞれにこの問題に関心をもってみえる方がみえますので、そういった方々と横のつながりができる、市としましても前向きに取り組んでいきたいと思っております。

それと、動画ということがございました。今ですね、一応産廃対策室としましては予算要求は上げさせていただいております。ただ、予算要求を上げたからと言って、それが通るわけではございません。当然、西尾市の財布というのは当然限りがあるので、その限りのある中から優先順位というものをつけて、最終的にはつくつかないか、議会などを経て決まるというところでございます。今現状においてはそういった予算要求をしているということは御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。ほか、このテーマについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは、本日、説明をいたしました3つのテーマについて、どのテーマでも結構でございます。御意見や御質問を受けたいと思っております。

なお、終了は午後8時30分とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

御意見や御質問がある方は、挙手をお願いいたします。

じゃあ、前の2番目の方。

○市民⑨

P F I の事業についてちょっと質問ですが、S P Cの下にエリアプランがあります。このエリアプランの登記上の住所及びその代表者、その傘下に入っている企業等わかりましたら教えていただきたいと思います。

○築瀬企画政策課主幹

エリアプラン西尾というのがS P Cなんです。傘下に入っているわけではなくて、エリアプラン西尾というのがS P Cです。登記簿上の本社は、代表企業である豊和になります。そして、エリアプランの株主、出資をし、各役員を出している企業は5社でございます。代表企業である豊和、エムアイシー、辻村工業、それからサンエイ、西三河エリアワン、この5社が株主と役員を出しています。この5社のうち、3社が西尾市内の企業で、西三河エリアワンとサンエイが刈谷市の企業ということになっております。

以上です。

○市民⑨

それで、例えばここの一色の公民館の場合は、エムアイシーさんが管理されているわけですね。じゃあ今度吉良のほうでやった場合に、どこの企業ということは企業グループさんの競争の影に隠れているような気がします。例えば、吉良に今度、支所棟とか、それから体育館とかつづいた場合に、どこの企業がやられるのかなと、ここの場合にはエムアイシーさんが管理してみえるけど、そういうふう聞いたところではそういうふう聞いております。これはまず間違いじゃないと思います。本人から聞いておりますから。ということは、それぞれのいわゆる企業について、企業さんがやはり自分のところで運営をしたいという気持ちが影に隠れているのではないかなと、その辺のところの調整ができていないと、うまくいかないのではないかなと、これが1つちょっと疑問に感じました。私も実は、ここを借りるためにあたっていました。そうしたらその中で、これは余談になりますけれども、一色の支所棟が入っていますね、一色支所が、建物の中に、これが非常にガラス張り一枚で、非常にリスクが高いという職員の方がおっしゃって見えました。防犯上非常に危ないと。そんなこともありまして、いろいろから聞いてみると、うちはエムアイシーさんの傘下ですと。その指示のもとに動いていますと。その指示は市から契約を受けていますから、その範囲でなければできないと仕事。だから私の申し出のほうも断られました。そんな現状がありますので、隠れた部分がそういうことがひとつあるのではないかということと、現在、新しい市長が民意を反映させて、P F I 事業の見直しを行いました。市民の声を聞きました。おおよその方向がここに廃止する、実行するというプランが出ています。これによると、ほとんどのP F I 事業の体をなさない箱物のような形になってきているわけですね。全体としては目に見えない160のいわゆる市の末端組織があるわけですが、そういうものをどこかの企業に分担されて、管理されていくと思うのですけれども、この160の企業まで細かいところまで我々はわからないわけですね。ここに出された表でしかわからないわけで、これ以外のところでも既にあった細かいその160の企業の内容についても多少調べていただきたいということと、P F I の運営についてエリアプランが主導権をもってやっていくということについて、もう少しその辺のところの現状の把握をしながら、進めていただきたいとかように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○築瀬企画政策課主幹

まず、今回のP F I の契約の相手方がS P Cであるエリアプラン西尾ということになっております。この一色3館は、指定管理者制度のもとに行われておりまして、その指定管理の相手方はエリアプラン西尾です。エムアイシーが指定管理者ではございません。ただ、エリアプラン西尾が指定管理者として受けているのですけれども、そこのエリアプラン西尾がどこの企業に具体的に

下請けをやらせるのか、それがエムアイシー。だから実質的にここを維持管理運営していくのはエムアイシーグループなんですけれども、契約の相手方はあくまでもエリアプラン西尾ということになっております。したがって、これは契約上この3館、もともと4館だったのを1つやめて3館になっているのですが、3館が改修が終わったら、エリアプラン西尾を指定管理者として30年間管理してもらいますよという契約になっていました。じゃあ一色は、吉良はどうなるのか、支所棟は。これは支所棟と今度予定している、まだ全然着手されていませんが、アリーナ棟、この2つを合わせて吉良市民交流センター（仮称）ということで、今予定がされております。契約でいけば、指定管理者はSPC、契約どおりいくとSPCということになっているのですが、市が見直しを行いました。フィットネス機能をやめちゃいます。アリーナ棟に今度スポーツ施設は入れるのですが、トレーニング室というのをそれは当初予定されていたフィットネスの機能とはまた違うものになりますので、そういうような条件を今SPCに出そうとしています。アリーナ棟はまだ出していません。それによって、SPCが契約どおりその条件で受けるというのか、それともトレーニング、フィットネスのところを考えていたのに、独立採算事業というのですが、それがなくなってしまうのでメリットがないから辞退するというかもしれませんし、そこは今後の西尾市とエリアプラン西尾との協議にかかっていると。まだその部分は入口で、まだ協議が始まった段階でございまして、エリアプラン西尾が正式に受けると、受けないとも言い切れないということです。条件面についてもこれから詰めていって、最終的な結論が出るというところであります。

○細田秘書課長

ほか、よろしいですか。御意見、御質問ある方は、
では3番目の方。

○市民⑩

PFIの関連の見直しに関して御質問したいと思います。今回のPFI見直しについてですね、私はミニ新聞を見ての知識でありますので、もし間違っていたら正しい御回答をいただきたいと思っております。市のほうへ、佐野明氏を代表とする監査請求が出されたというふうに承知をしておりますが。この佐野明さんというのは、間違いなく前市長の同級生ですものでね、そっちの息のかかったところからそういったものを出されたのかなど。新聞によると、前副市長もこれに関連してみえると。要するに、ここにみえる職員さんの大先輩たちです。佐野明さんも西尾の職員であり、前市長の同級生であり、選挙のときも実質的な事務長でした。そこからこのPFIの見直しに関して、監査請求が出たということは、圧力をかけるようなそんなふうに私は新聞記事から受けとめておりますけども。幸い、市の監査委員はこの監査請求を棄却をされたということです。そこら辺までのところが違っているところがあつたら御説明いただきたいと思えます。

○築瀬企画政策課主幹

住民監査請求というものが出されたというのは間違いありませんし、それから請求代表者が佐野明さんであり、それ以外に合計で25名の共同請求ということで住民監査請求が出されています。そのうち、21名は名前を非公表ということになっておりまして、名前を公表されている方は、出された方は両副市長、前の小島副市長と増山副市長、そして元市の職員であります佐野明さんと、久世さんという方です。ここでこういうことを言うのもなんなのですが、佐野さんと久世さんは実は私の上司だったということもあって、よく存じ上げている方でございます。

住民監査請求の内容としては、市の見直しの進め方が手続的に違法なのではないかとか、それから弁護士を4人顧問弁護士として、それから市の代理人として委託をしているのですが、これが手続的に違法性があるのではないかと、そのような住民監査請求が出されてまいりました。もう棄却という形で、今月の12日か13日が、もし住民訴訟を起こす場合であれば期限になるかと思えます。決定が出てから30日以内に訴訟を起こさないと住民訴訟が起こせないという法律上の定

めがございますので、現在どうされるのかというところの状態になっています。監査委員の基本的な結論というのは、市が今見直しを行っている手続にも違法性はないし、それから弁護士を委託契約をした内容についても違法性はないという判断をいただいたと、そういう状況でございます。

○市民⑩

どうも、よくわかりました。ありがとうございました。

私は、現在頑張っている現職の市の職員さん方に頑張っていたきたいと、エールを送りたいと思っております。もう一点、心配しているのが、先日、中日新聞に私が大変期待している長島副市長が、何か辞意を表明したかのような、そういった記事が載っております非常に心配しております。私はもう長島副市長の就任当初から激励に行った、ここにおります方と2人で激励にいきました。ずっと応援しておりますのでそこら辺のところ、長島副市長、まさかそんなことはないと思っておりますので、本人の口からそこら辺のところを説明していただくと、本当に安心するわけでございます。よろしく申し上げます。

○長島副市長

副市長の長島でございます。お騒がせしております。

真意でございますけれども、私が昨年11月1日に副市長の職に就きまして、ちょうど1年が過ぎたところでございます。市長と語る市政にかかる時間を設けていただきまして、その中で今日も出ておりますがPFIの問題につきまして、最初の説明が市長からございましたとおり、なかなか時間がSPCとちょっとかかっているという状況の中で、いろいろな方から私のほうにたくさん意見がいただいております、非常に憂慮しているとのことを申し上げました。1年を期に、私の自己評価も含めて市長に進退を伺ったということでございます。そして、市長からは続けてくれということをいただきましたので、引き続き副市長として一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

じゃあ、前の方。

○市民⑪

今、長島副市長さんからお話がありました件につきましては、私も副市長さんを基本的に応援しているところでございます。そこで申し上げたいのは、中村市長さんのほうにお願いを申し上げたい、ということはもう既に方向性が決まってくるわけです。最後の決断の決裁が行われないために、それぞれのセクションの方がいろいろと困ってみえと。だから最後の、これだけたくさんの意見を聞き、方向性も定まってきたわけですから、もうぼちぼちと市長さんが腹をくくって、方向性を示すと、これでないとほかの職員の方が参ってしまいます。もう疲労困憊していますから。今後は市長さん、ひとつ、腹をくくっていただきたい。これしかないです。もう方向性はわかっているわけですから。ひとつ、よろしく願いしたいと思います。副市長さんのほうを擁護して、市長さんの決断を待つところであります。以上。

それから、すいません、もう一つ。公害問題ですけれども、公害問題は、これはもちろん住民パワーが必要ですが、行政上の政治の取引が必要となってきます。ということは、愛知県知事、市民病院のことも関係してきますが、大村知事さんとの関連、つき合いの仕方、この辺のところをよく心得て、アプローチをされて、他の行政の先輩方との連絡を取り合いながら、やらないと下でいくら住民が頑張っても、上のパイプがないとこれはだめです。特に、たまたま大村知事さんは西尾ということですから、その辺のところもやはり地の利、人材ということになります。こういうことを利用をするということは、非常にいけないことですが、やはりおつき合いの仕方というのがあります。このおつき合いの仕方によって、トップの意見が変わるということもあり

得るわけですから、特に市長さんはその辺のところのお仕事が大事であります。元に戻って、PFI事業については、ぼちぼちと旗を振っていただきたい。これは私の念願するところでございます。以上。

○中村 健市長

はい、ありがとうございます。

まず、大村知事との関係については、当然県と協力し合っていかなければいけないことも多々ありますので、良好な関係を築いていきたいという考えでいますし、その姿勢でずっと1年間やっていくつもりでありますので、もし、不手際とか至らない点があれば、そこは当然改善していくべきだとは思いますが、そこは重々承知しながら進めたいと思います。

あと、PFI事業の見直しについては、腹をというお言葉でしたけども、見直し方針からそれが最善であって、変更するつもりがないというのは3月の段階でずっと変わっていないです。ただ力づくで無理やりやるというのが正解かということ、正直そうではなくて、具体的にというか実際に事業者側と交渉している職員とか弁護士さんの意見を聞きながら、譲歩すべきところは譲歩しつつとか、こちらが主張すべきところは主張しつつ、ゴールを目指してどういうふうやっていくのがいいのかということ、その都度、その都度考えながらやっているのが現在で、市民の皆さんが御期待するほどのスピード感できていないというのは自分でも承知をしているし、そこからジレンマはあるにはあるのですが、逆に急ぎ過ぎてしまって、関係が破綻してもそれはいいわけではないので、そのスピード感を、皆様が期待しているところは念頭におきながら、ただ、話し合いの中で決めていってということもありますので、そこは拙速にならないようにという形でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○細田秘書課長

じゃあ、どうぞ。上段の方。

○市民⑫

公共事業の再配置については、当初からの任意モニター、任意モニターとして市に頼めないことを言われたものですから引き受けて、それぞれ訴状に上がった施設は全部出かけてですね、その都度大分辛口の回答を出したつもりであります。これは今でもホームページで公開されていますので、それなりに、取り上げたものは評価しております。

それで今さっき言われたことにも関連してありますが、私は市長がですね、今、これだけ手間暇かけて見直しをされているのは、今までのやり方がそのプロセスにおいてですね、市民の声が聞けていなかった、反映されてなかった。この反省に基づいてやっておられるわけですから、例えば、答えが見直し以前の答えと同じ結論だったとしてもですね、大勢の市民が納得、期待どおりの答えであればうまくいくと思うのですよ。それが民主主義ですから、時間とお金はやむを得ません。必要なものをしっかり考えて、何のための見直しをやっているのか、そういったあえて嫌としていたと、これでやったらそこに不十分なものがあればですね、今までかけてきた手間暇これが水没します。ですから、そういう意味で市長のこういう丁寧に市民の声を聞こうと、この姿勢は多くの市民が評価していると思っておりますよ。私も大きく評価しています。この前産廃のときもそうでしたが、市長みずからそうして長い説明をされるのはですね、普通はあり得ませんよね。大いに評価しています。

それで、一番心配しているのがですね、こうやって方向を右から左へ大きく転換をします。当然今までの方向に打ち込んでいた職員、大勢集まっていると思うんですよね。当たり前ですけど。私も当初任意モニターをやっていたころ、一色の役場との、一色にとっては一丁目一番地なんです。これは担当の責任ある職員がみずからそう言うておりました。そのとおりなんですね。承知した上で壊す、あとこんなが出ました。その職員が立ってこんな、さっきのその豆新聞を私も見ている中での情報しかありませんが、職員も幹部はもちろんですが、末端の職員まで、市

長がこんな方向を示した公開の場です、やっぱり一丸となってそうしないとですね、議会はいいです。議会はチェック機関ですから、議会が賛同してくれればいいのですが、議会が反対されているのはあんまりないですね。だけど、市の職員は市長の全員が部下ですから、それぞれ力を結集すればですね、それをバックにしての市長の発言でした。これは絶対できると思うんですね。これについては以上ですが。

それから、産廃のほうはもう問題ありませんよね。市の方法についての議論もありました。もう反対、つくらせない。これは方向がはっきりしているわけですから。もう何も難しくはないです。公共機関とか公共施設とかですね、足元をしっかりと固められるのが、私はまず第一番だと思うんですね。やはり自分の腹心の部下が、右腕、左腕、手足になり、信頼できる職員の方が、ぐいぐいとはっぱをかけていきましょう。今後大いに期待していますので、今のまま、突っ走ってください。お願いします。

○細田秘書課長

ほかに、御意見、御質問等。

はい、前から2番目の方、お願いします。

○市民⑫

市長さんは、災害タワーを6棟と言われましたかね、6つ、10個ですか。それは年次計画でやられるのか。今、一色支所を壊すかどうかということをおっしゃっていますが、ぜひ、支所、2階は30年もつということをおっしゃっていますので、壊すために1億5,000万円かかるんでしたら、公共の施設のほうでですね、これも災害、一遍にはできないはずなので、災害対策として、この支所を残していただきたいなと思っております。やはり、管理をしていかないといけないと思いますので、老人福祉センターも相当老朽化していますので、こういう管理もしていただいて、入ってもらうということがいいのかなと思ったりするので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○中村 健市長

ありがとうございました。

旧役場の利活用、存続、廃止含めて、今、実施中の市政懇談会の御意見ですとか、あとその一色役場を考える会からの御意見なども聞いた上で、年度内には市としてこういうふうにといいところは、お示しできるかなと思います。少し余談になりますが、津波避難タワーについては、国の補助金とか交付金をいただきながら、計画を立てて一番海側に近いところから順につくっていきなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○細田秘書課長

それでは、お時間となりましたので、これにて終了させていただきたいと思っております。それでは閉会に当たりまして、市長がお礼の御挨拶を申し上げます。

○中村 健市長

本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

特に西尾市が抱える重要課題について今回はテーマにさせていただきましたけど、今後の西尾市のまちづくりを考えていく上で、市民の皆様が行政に依存しすぎてもいいまちづくりはできないし、我々行政のほうで市民に責任転嫁するようなことがあっても今すぐにはできませんので、要はコミュニケーションを取りながらといいますか、会話をする機会を大事にしながら、皆様方の声を真摯にお聞きして、最終的には市のほうで責任をもってやらせていただくという姿勢で今後ともやってまいりたいと考えておりますし、また、本日御意見がなかなか言いにくかった方は、アンケートに書いていただくとか、また市民の声という形でインターネット上とか、市役所等で投書等できるようになっていますし、グループの中でこのテーマについてちょっと話を聞きたいというところがあれば、担当の課に御連絡いただくとかですね、また市長室のほうも、僕が空い

ていれば、いつ来ていただいても対応させていただきますので、そうした形で皆さんとコミュニケーション取りながら、これからの西尾市をつくっていきたいと思いますので、また、こうした懇談会をもっと大事にしながら、西尾市の市政運営に邁進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○細田秘書課長

それでは、最後に環境部のほうから皆様にお伝えしたいことがございますので、お願いします。

○鈴木環境部次長

環境部の産廃対策室にほうから一点ですね。皆さんのほうに情報提供をさせていただきたいと思います。再来週になります12月19日水曜日ですけれども、午後7時30分から隣の市民交流センター3Fのコンベンションホールですけれども、産廃建設阻止西尾市民会議、そちらのほうと連携をしながら話を進めておりました1つの事業が成り立とうとしています。ちょっとこの場ではですね、誰、ということとはちょっと発言は控えさせていただきたいと思います。後ほど回覧等でわかるかと思いますが。この東海地方では有名だと思われる著名の方をですね、その段階で、特別顧問にお迎えいたします。

○（市民）

回覧で回っていますよ。

○鈴木環境部次長

回覧で回っていましたか。御無礼いたしました。あの、つボイノリオさんです。つボイノリオさんですけれども、実はこの環境関係に結構興味がありまして、長良川の河口堰、こちらのほうの問題でも結構声を上げられたということで、今年の5月から市としても市民会議としてもそれぞれ接触しておりまして、なんとか今回この12月19日ですね特別顧問ということで、御協力いただきましたので、ちょっとコンベンションホール、狭くてひよっとすると立ち見になってしまうかもしれません。式だけではなくてですね、ミニ講演も行いますので、ぜひ皆さん、御参加いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○細田秘書課長

それではこれもちまして、平成30年度「市長と語る市政懇談会」を閉会いたします。

お手元に配布いたしました、アンケート用紙に御協力いただきまして、お帰りの際、アンケート用紙と筆記用具をぜひ回収箱に入れていただきますようお願いいたします。交通安全に御留意いただきお気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。